

令和3年松前町告示第20号

松前町住環境改善事業実施要綱を次のように公表する。

令和3年3月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町住環境改善事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 老朽放置建物除却事業（第3条―第11条）
- 第3章 老朽危険空家除却費補助事業（第12条―第26条）
- 第4章 管理放棄地保全事業（第27条―第33条）
- 第5章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、管理放棄地の老朽放置建物等の倒壊等による一次災害及び延焼等の二次災害並びに雑草の繁茂、ごみの不法投棄等による周辺の住環境の悪化を防止するために、町が、老朽放置建物が存する管理放棄地の寄附を受けて当該老朽放置建物を除却する事業及び老朽危険空家を除却する者に対して補助金を交付する事業並びに管理放棄地の寄附を受けて当該管理放棄地の周辺の住環境を保全する事業（以下「住環境改善事業」という。）を実施することにより、災害の防止及び住環境の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽放置建物 次に掲げる要件を全て満たす建物をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された建物及びその附属する工作物

イ 敷地内に所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が居住しておらず、現に放置されている建物

(2) 老朽危険空家 次に掲げる要件を全て満たす建物をいう。

ア 敷地内に所有者等が居住しておらず、現に放置されている建物

イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により合算した評点が100以上であるもの

ウ 当該建物が倒壊したときにそのがれきが当該建物の敷地と沿道又は隣地との境界線を越えて飛び出し、当該沿道の通行に支障を来し、又は隣地に悪影響を及ぼすおそれがあるもの

(3) 老朽放置建物等 老朽放置建物及び老朽危険空家をいう。

(4) 管理放棄地 老朽放置建物が現に存している土地又は更地のまま適正な管理がなされず放置されている土地をいう。

第2章 老朽放置建物除却事業

(老朽放置建物除却事業)

第3条 町は、別図1に定める新立地区及び別図2に定める本村地区（以下「対象地区」という。）において、管理放棄地の所有者から当該管理放棄地及び当該管理放棄地にある老朽放置建物の寄附を受け、その所有権を取得した後、当該管理放棄地にある老朽放置建物を除却する事業（以下「除却事業」という。）を実施する。

(除却事業対象者)

第4条 除却事業の対象となる者（以下「除却対象者」という。）は、対象地区内の管理放棄地及び当該管理放棄地にある老朽放置建物の所有者又は当該管理放棄地及び当該老朽放置建物に付された債権等を抹消し、当該老朽放置建物を除却し、並びに当該管理放棄地を無償で寄附できる権限を持つ者とする。

(除却認定申請)

第5条 除却事業の実施を希望する除却対象者は、老朽放置建物除却事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に事業の実施の認定を申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 外観写真（2面以上）
- (3) 登記事項証明書
- (4) 申請者が除却に関し正当な権限を有していることが分かる書類
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、現地確認又は現地調査を行い、適当と認めたときは老朽放置建物除却事業認定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした除却対象者に通知するものとする。

(除却申請)

第6条 前条第2項の規定により認定の通知を受けた除却対象者は、当該通知に係る老朽放置建物の除却を希望するときは、老朽放置建物除却事業申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 老朽放置建物除却事業認定通知書の写し
- (2) 印鑑証明書、登記承諾書、寄附申出書、承諾書及び同意書等土地の登記に必要となる書類
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(除却決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは老朽放置建物除却事業決定通知書（様式第4号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした除却対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による除却事業の実施の決定に当たっては、必要に応じて条件を付

すことがある。

(所有権移転)

第8条 町長は、前条第1項の規定により除却事業の実施を決定したときは、当該除却事業の対象である管理放棄地及び老朽放置建物について町に寄附を受け、その所有権を町に移転させるものとする。ただし、所有権の移転が困難又は適切でない事情があると認める場合は、老朽放置建物の除却後に管理放棄地の所有権を移転するものとする。

2 町長は、前項の規定により所有権の移転を完了したときは、老朽放置建物除却事業所有権移転完了通知書（様式第5号）により、前条第1項の決定通知を受けた除却対象者（以下「除却決定者」という。）に通知するものとする。

(除却変更等承認申請)

第9条 除却決定者は、第6条の老朽放置建物除却事業申請書の内容を変更し、又は除却事業を中止しようとするときは、第7条第1項の老朽放置建物除却事業決定通知書に記載する変更等申請書提出期限の前に、老朽放置建物除却事業変更等申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは老朽放置建物除却事業変更等決定通知書（様式第7号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした除却決定者に通知するものとする。

(除却事業の完了)

第10条 町長は、老朽放置建物の除却を完了したときは、老朽放置建物除却事業完了通知書（様式第8号）により除却決定者に通知するものとする。

(除却の取消し)

第11条 町長は、除却決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、除却事業の実施の決定を取り消すことがある。この場合において、既に老朽放置建物が除却されているときは、当該除却決定者に対し、当該老朽放置建物の除却に要した費用の全部又は一部の支払を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 除却事業の実施について、不正の行為があったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により除却事業の実施の取消しを決定したときは、老朽放置建物除却事業取消通知書（様式第9号）により除却決定者に通知するものとする。この場合において、同項後段の規定により当該除却決定者に除却に要した費用の全部又は一部の支払を命ずるときは、支払期限及び支払方法を通知するものとする。

第3章 老朽危険空家除却費補助事業

(老朽危険空家除却費補助金)

第12条 町長は、町内の老朽危険空家を除却する者に対して、予算の範囲内において老朽危険空家除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助事業)

第13条 補助金の交付の対象となる事業は、町内の老朽危険空家を除却する事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象者）

第14条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内の老朽危険空家の所有者又は当該老朽危険空家に付された債権等を抹消し、当該老朽危険空家を除却できる権限を持つ者であって、当該老朽危険空家を除却しようとするものとする。ただし、町税等（町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。以下同じ。）を完納していなければならない。

（補助対象経費等）

第15条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とし、80万円を限度とする。

3 同一の敷地内に複数の老朽危険空家がある場合であっても、補助金の額は、老朽危険空家ごとに個別に算出するものとする。

（事前調査申請）

第16条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ老朽危険空家除却費補助金事前調査申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、除却しようとする建物ごとに当該建物が老朽危険空家に該当するかどうかの調査を町長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 外観写真（2面以上）

(3) 補助対象者であることを証する書類（登記事項証明書、固定資産税課税台帳記載事項の証明書、戸籍謄本等）

(4) その他町長が特に必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに調査を行い、その結果を老朽危険空家除却費補助金事前調査結果通知書（様式第11号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

（交付申請）

第17条 前条第1項に規定する事前調査の結果、除却しようとする建物が老朽危険空家と判定された補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、老朽危険空家除却費補助金交付申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 概略平面図

(3) 除却工事見積書

(4) 老朽危険空家除却費補助金事前調査結果通知書の写し

(5) その他町長が必要と認めるもの

2 補助対象者は、第23条第2項の規定による補助金の代理受領を予定している場合は、前項の申請書に、同項各号に定めるもののほか、代理受領予定届出書（様式第13号）を添付しなければならない。

(交付決定)

第18条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を決定し老朽危険空家除却費補助金交付決定通知書（様式第14号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

(補助金変更等承認申請)

第19条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ老朽危険空家除却費補助金交付変更等申請書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは老朽危険空家除却費補助金交付変更等決定通知書（様式第16号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の完了)

第20条 補助事業者は、補助金の交付決定日の属する年度の2月28日までに補助事業を完了しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する期日までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめその旨を書面で町長に届け出て、町長の指示を受けなければならない。

(完了報告)

第21条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに老朽危険空家除却完了報告書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 工事内容が確認できる着工前、工事中及び完成後の写真

(2) 除却工事を実施した工事施工者（以下「除却工事業者」という。）との契約書の写し

(3) 第17条第2項の規定による代理受領予定届出書を提出していない場合にあっては、補助事業に係る領収書の写し

(4) その他町長が必要と認めるもの

(額の確定)

第22条 町長は、補助事業者から前条の規定による報告書等の提出があった場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、老朽危険空家除却費補助金交付額確定通知書（様式第18号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第23条 前条の通知を受けた補助事業者は、老朽危険空家除却費補助金請求書（様式第19号）により補助金の請求を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の請求を行うに当たり、当該補助金の受領を除却工事業者に委任することができる。この場合においては、同項の除却費補助金請求書に代理受領に係る委任状（様式第20号）及び除却工事の代金の額から補助金の額を差し引き

た額の領収書の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付)

第24条 町長は、補助事業者から前条第1項に規定による補助金請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第25条 町長は、補助事業について適正な執行を確保するため、補助事業者に対して必要に応じて検査し、指示を行い、又は書類の提出若しくは報告を求めることがある。この場合において、当該補助事業者は、これに協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第26条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 補助金の交付について、不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の取消しを決定したときは、老朽危険空家除却費補助金交付取消通知書（様式第21号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、同項後段の規定に基づき補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、返還期限及び返還方法を通知するものとする。

第4章 管理放棄地保全事業

(管理放棄地保全事業)

第27条 町は、対象地区の管理放棄地の所有者から当該管理放棄地の寄附を受けて当該管理放棄地の周辺の住環境を保全する事業（以下「保全事業」という。）を実施する。

(保全事業対象者)

第28条 保全事業の対象となる者（以下「保全対象者」という。）は、対象地区内の管理放棄地の所有者又は当該管理放棄地に付された債権等を抹消し、及び土地を無償で寄附できる権限を持つ者とする。

(保全認定申請)

第29条 保全事業の実施を希望する保全対象者は、管理放棄地保全事業認定申請書（様式第22号）に次に掲げる書類を添えて、町長に事業の実施の認定を申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 現場写真（2枚以上）
 - (3) 登記事項証明書又は評価証明書
 - (4) 寄附に関し正当な権限を有していることが分かる書類
 - (5) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、現地確認又は現地

調査を行い、適当と認めたときは管理放棄地保全事業認定通知書（様式第23号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした保全対象者に通知するものとする。

（寄附の申出）

第30条 前条第2項の規定により認定の通知を受けた保全対象者は、管理放棄地について寄附の申出をしようとするときは、管理放棄地寄附申出書（様式第24号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 管理放棄地保全事業認定通知書の写し
- (2) 印鑑証明書、登記承諾書及び寄附申出書等土地の登記に必要となる書類
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（寄附採納の決定）

第31条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは管理放棄地寄附採納決定通知書（様式第25号）により、不適当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした保全対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による寄附採納の決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

（所有権移転）

第32条 町長は、管理放棄地の所有権の移転が完了したときは、管理放棄地所有権移転完了通知書（様式第26号）により寄附採納決定者に通知するものとする。

（寄附採納の取消し等）

第33条 町長は、第31条第1項の規定により寄附採納の決定を受けた者（以下「寄附採納決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めたときは、寄附採納の決定を取り消すことがある。この場合において、町が既に管理放棄地の登記に要する費用を支出していたときは、町長は、当該寄附採納決定者に対し、当該管理放棄地の登記に係る費用の全部又は一部の支払を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により寄附採納の決定を取り消したときは、管理放棄地寄附採納決定取消通知書（様式第27号）により寄附採納決定者に通知するものとする。この場合において、同項後段の規定により当該寄附採納決定者に当該管理放棄地の登記に要した費用の全部又は一部の支払を命ずるときは、支払期限及び支払方法を通知するものとする。

第5章 雑則

（関係書類の保管）

第34条 住環境改善事業に関する書類は、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第35条 この要綱に定めるもののほか、住環境改善事業の実施に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。